

減災ニュース

和田三丁目東町会 減災プロジェクトチーム情報 14

狭あい道路拡幅整備について

6月末に区より「狭あい道路拡幅整備へのご協力のお願い」というレターをいただきました。区では狭あい道路整備のため重点地域を設定し、戸別訪問により区民の協力をお願いしますという内容ですが、当町会エリアも重点地域に含まれておりますので、区役所でお話を伺ってきました。

狭あい道路拡幅整備事業 建築基準法で建物を建てるための道路幅員は4mと規定されています。しかし一般の通行に使用されている1.8m以上4m未満の道も将来4mの道路とすることで4m道路とみなしました（基準法42条2項道路）。簡単に言うと「既に家が建っているところは目をつぶるけど、新しく家を建てる時（増改築含む）は道幅4mでないと許可しないよ」ということです。

確かに道幅が狭いとみなさんの日常生活や防災面からも問題ですね。自転車にのって、狭い道路で車とすれ違う時ヒヤリとした経験はどなたもお持ちだと思います。また、万一のとき頼りとなる消防車や救急車なども道が狭いと入ってこれないですね。

区では「災害に強く安全・安心にらせるまち」の実現を目指しています。また、近年騒がれている首都直下型地震への対策として、狭あい道路拡幅整備の積極的な取り組みを開始しています。具体的には、今年から火災危険度の高い地域などを重点整備地域として区職員が戸別に訪問し、個々の事情をお聞きしたうえで協力をお願いするというものです（本気モード）。

和田三丁目の危険度 当地区は木造住宅が密集し狭あい道路も多いため、都の「地震による地域危険度測定調査」では火災危険度ランク4（ランク5が最高危険度）の評価となっており、火災にたいしては非常に脆弱です。したがって、今回の道路拡幅整備事業でも重点整備地域に設定されております。

土地は買上げてくれるのか 土地の所有者から区に道路として使っていいよという承諾書を提出し、区が舗装などの工事を行います。残念ながら提供した土地は区が買上げてくれるわけではありません（土地所有権は所有者に残る。但し固定資産税などの減免あり）ので、思わぬ臨時収入は期待できません。門や塀の除去、樹木移設などの助成金はありますので、詳細は訪問時に区職員にご相談ください。なお、区のスタンスはあくまで「協力のお願い」であって「強制」ではありません。個々の事情もあるでしょうし、次の建替えまで待ってもらうことも当然可能です。

ただ、道路拡幅整備はその道沿いのみなさんの協力なしには実現できません。私たちの次の世代のためにも、私たちのまちを「安全安心なまち、快適で暮らしやすいまち」にしてゆければいいですね。

拡幅対象道路 別紙「拡幅対象道路マップ」をご覧ください。青線の道路が対象道路です。9月から青線部分の道路沿いのお宅に区職員が訪問いたしますので、ぜひお話を聞いてあげてください。

区役所窓口 都市整備部 土木管理課 狭あい道路係 03-3312-2111 内線3473
減災ニュースに関するご要望、お問合わせ 松尾 5932-0083